

「イノベーション創出基礎的研究推進事業」の調査検討の視点(案)

平成 27 年 5 月 29 日

評価専門調査会 評価検討会

「総合科学技術・イノベーション会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価の調査検討等の進め方について」(平成 21 年 1 月 19 日 評価専門調査会決定、一部改訂 平成 26 年 7 月 4 日)(以下「進め方」という)においては、

◇当該研究開発の目標の達成状況

◇科学技術的・社会経済的・国際的な効果又は今後の波及効果の見込み

◇研究開発マネジメントの妥当性

等の事項に関し調査検討するとともに、成果の活用や今後の研究開発の推進体制の整備等にあたっての課題等を検討することとされている。また、調査検討は、実施省の自己点検結果等を活用して行うこととされている。

これを踏まえ、「イノベーション創出基礎的研究推進事業」(平成 20 年度～平成 25 年度 農林水産省)については以下の視点で調査検討を実施する。

1. 研究開発の成果と目標の達成状況、その活用状況

＜検討の視点＞

- (1)基礎および応用研究を対象とした本事業は、農林水産業・食品産業の発展や、世界的規模での食料・環境・エネルギー問題の解決のための技術革新(イノベーション)の基となるシーズ技術の開発に資するものになったか。また、具体的な研究成果はどのようなものがあるか。(シーズ技術の開発)
- (2)本事業により、技術シーズの開発を担う若手研究者は育成されたか。また、ベンチャーは育成されたか。(若手研究者・ベンチャーの育成)
- (3)本事業の目標のひとつである「農林水産・食品分野等における新たな基礎的知見を蓄積し、知的財産の創造を図る」について、どの程度達成されたか。
(知的財産の創造)
 - ①知的財産(特許法上および種苗法上の権利)が保護された、あるいは、保護が期待される有用な研究成果は十分あるか。
 - ②知的財産の保護と権利化および管理・利活用は適切か。

2. 科学技術的・社会経済的・国際的な効果又は今後の波及効果の見込み

＜検討の視点＞

- (1)本事業は、我が国の農林水産業の競争力強化にどのような寄与・貢献をもたらしたか。(事業の寄与・貢献)

(2) 各研究課題の科学的意義や本事業の社会・経済的意義は目標を達成しているか。

(科学的意義、社会・経済的意義の評価)

3. 研究開発マネジメントの妥当性等

＜検討の視点＞

(1)本事業は、総合科学技術・イノベーション会議が示した競争的資金制度改革の方向性に沿って実施されているか。また、どのような効果が確認されたか。

(競争的研究資金制度改革)

(2)事前評価時の指摘を踏まえ、重点的に研究開発を推進する仕組みが適切に構築されたか。また、研究資金は戦略的に配分されたか。

(研究開発の重点化)

(3)研究者が研究に専念できる環境を提供したか。

(研究負担の軽減、柔軟性の確保)

(4)若手研究者・ベンチャーへの施策は十分に機能したか。

(若手の育成施策)

①「若手研究者の育成」をどういった指標で管理しているか。本事業を通じて十分な数の若手研究者が育成されたと言えるか。

②「研究費や研究期間の弾力的な運用」は若手研究者やベンチャーからの応募に対して効果はあったか。

③公募で落選した、あるいは、研究成果が高く評価されなかった若手研究者やベンチャーに対して適切なフィードバックやフォローをしているか。

(5)「イノベーション創出基礎的研究推進事業」と「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の2事業間の関連について

(省内事業の重複防止)

①研究課題の重複が生じないよう役割分担等を明確化しているか。

②基礎から実用化まで研究をシームレスに進めるための方策である両事業のPO同士のコミュニケーションの効果はどのようなものか。

(6)外部意見による定期的な制度評価結果により、制度をどのように改善し、運用したか。

(外部評価による制度の改善)

(7)事前評価時の指摘を踏まえ、研究成果の一層の活用促進が図られるよう成果情報の整備・広報等の取組みをどのように強化したか。

(研究成果の情報発信)

「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の調査検討の視点(案)

平成 27 年 5 月 29 日

評価専門調査会 評価検討会

「総合科学技術・イノベーション会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価の調査検討等の進め方について」(平成 21 年 1 月 19 日 評価専門調査会決定、一部改訂 平成 26 年 7 月 4 日)(以下「進め方」という)においては、

◇当該研究開発の目標の達成状況

◇科学技術的・社会経済的・国際的な効果又は今後の波及効果の見込み

◇研究開発マネジメントの妥当性

等の事項に関し調査検討するとともに、成果の活用や今後の研究開発の推進体制の整備等に当たっての課題等を検討することとされている。また、調査検討は、実施省の自己点検結果等を活用して行うこととされている。

これを踏まえ、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」(平成 20 年度～平成 24 年度 農林水産省)については以下の視点で調査検討を実施する。

1. 研究開発の成果と目標の達成状況、その活用状況

＜検討の視点＞

(1)実用化研究を対象とした本事業の目標である「農林水産業・食品産業の現場の技術課題の解決に向けた実用技術の開発を推進する」について、現場の技術的な課題は解決されたか。
(現場の技術課題の解決)

(2)どのくらいの成果が現場に普及しているか。また、生産現場は研究成果をどのように評価しているか。
(研究成果の実用化と普及)

2. 科学技術的・社会経済的・国際的な効果又は今後の波及効果の見込み

＜検討の視点＞

(1)本事業は、我が国の農林水産業の競争力強化にどのような寄与・貢献をもたらしたか。
(事業の寄与・貢献)

3. 研究開発マネジメントの妥当性等

＜検討の視点＞

(1)本事業は、総合科学技術・イノベーション会議が示した競争的資金制度改革の方向性に沿って実施されているか。また、どのような効果が確認されたか。
(競争的研究資金制度改革)

(2)各研究領域のアウトカムとそれを達成するためのロードマップを適切に作成し、どのような活用しているのか。また見直しをしているか。
(ロードマップの運用)

- (3)「研究領域型研究課題」の研究領域を適切に設定し、見直しているか。
(研究領域の設定)
- (4)本事業全体の推進体制や各研究課題のマネジメント体制は適切か。また、管理運営業務のアウトソーシングや行政部局との連携強化により進行管理と成果の普及のためのフォローアップは効果的・効率的であったか。(運営の効率化)
- (5)研究成果を実用化できなかった研究課題に対して、その要因と課題を適切に把握しているか。(実用化の課題の把握)
- (6)外部意見による定期的な制度評価結果により、制度をどのように改善し、運用したか。(外部評価による改善)
- (7)「イノベーション創出基礎的研究推進事業」と「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の2事業間の関連について
- ①研究課題の重複が生じないよう役割分担等を明確化しているか。
 - ②基礎から実用化まで研究をシームレスに進めるための方策である両事業のPO同士のコミュニケーションの効果はどのようなものか。(省内事業の重複防止)
- (8)研究成果の活用促進が図られるよう成果情報の整備・広報等をどのように実施したか。(研究成果の情報発信)